

III 年度末決算に向けた管理体制整備も重要に グローバル・ミニマム課税 対応の会計実務の留意点

有限責任 公認会計士 藤田 晃士

【この章のエッセンス】

- グローバル・ミニマム課税制度に関連する2本の実務対応報告の適用に伴う2024年6月第1四半期決算への影響を検討しておく必要がある。
- グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等について見積計上が必要となる年度末決算に向けて、企業グループ一体としての対応等、必要な準備が重要と考えられる。

はじめに

本章では、3月決算企業が2024年6月第1四半期決算を行うに

あたって、グローバル・ミニマム課税制度に関連する法人税等および税効果会計に関する取扱いや、年度末決算に向けての対応について解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

グローバル・ミニマム課税制度

2021年10月に経済協力開発機構(OECD) / 主要20カ国・地域(G20)の「BEPS包摂的枠組み(Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting)」において、当該枠組みの各参加国において、グローバル・ミニマム課税について

合意が行われた。これを受けて、わが国においてもグローバル・ミニマム課税制度を導入するための法人税法の改正が行われている。

グローバル・ミニマム課税のルールには、所得合算ルール(Income Inclusion Rule (IIR))⁽¹⁾、軽減課税所得ルール(Undertaxed Profits Rule (UTPR))⁽²⁾および国内ミニマム課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax (QDMTT))⁽³⁾が含まれる(以下ではこれら3つをまとめて「Globalルール」という)。グローバル・ミニマム課税は、一定の要件を満たす多国籍企業グループ等の国別の利益に対して最低15%の法人税を負担させることを目的としており、当該課税の源泉

となる純所得(利益)が生じる企業と納税義務が生じる企業が相違する新たな税制である。

わが国では、所得合算ルール(IIR)に係る取扱いが2023年3月28日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和5年法律3号)において定められ、2024年4月1日以後開始する対象会計年度から適用されている⁽⁴⁾。

- (1) 軽減課税国にある子会社等の税負担が基準税率(15%)に至るまで親会社の国で課税。
- (2) 軽減課税国にある親会社等の税負担が基準税率(15%)に至るまで子会社等の国で課税。
- (3) 自国に所在する事業体の税負担が基準税率(15%)に至るまで課税。
- (4) 令和6年度税制改正においては制度の明確化等の観点からの見直しが行われている。

改正実務対応報告44号 および実務対応報告 46号

(1) 公表の経緯

グローバル・ミニマム課税制度に関して、税効果会計の取扱いについては、2023年3月に実務対応報告44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」(以下、「2023年実務対応報告44号」という)が、2024年3月には改正実務対応報告44号「グローバ